別表第二㈡ロの表第一種夏正帽の項中「第二種夏服上衣と同じ」を「白色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物」に、「別表第二㈡イの冬正帽と同じとする。ただし、前ひさしの表面に張るフェルトの色は、赤色」を「第一種冬正帽と同じ」に改め、同表第二種夏正帽の項を次のように改める。

第二種夏正帽	別表第二㈡イの夏正帽と同じとする。

別表第二㈡ロの表女性第三種夏正帽の項の次に次のように加える。

第一種ワイシャツ	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。

別表第二㈡ロの表ワイシャツの項中「ワイシャツ」を「第二種ワイシャツ」に改め、同表女性第一種ワイシャツの項中「別表第二㈡イの」を「第一種」に改め、同表女性第二種ワイシャツの項の次に次のように加える。

女性第三種ワイシャツ	別表第二㈡イのワイシャツと同じとする。

別表第二㈡ロの表ネクタイの項中「、濃緑色、淡緑色又は薄ねず茶色」を「又は淡緑色」に改め、同表冬短靴の項中「冬短靴」を「第一種冬短靴」に改め、同項の次に次のように加える。

第二種冬短靴	別表第二㈡イの短靴と同じとする。

別表第二㈡ロの表女性第二種冬短靴の項の次に次のように加える。

女性第三種冬短靴	第二種冬短靴と同じとする。

別表第二㈡ロの表第二種夏短靴の項の次に次のように加える。

第三種夏短靴	第二種冬短靴と同じとする。ただし、色は白色とする。

別表第二㈡ロの表女性第三種夏短靴の項の次に次のように加える。

女性第四種夏短靴	第二種冬短靴と同じとする。ただし、色は白色とする。

別表第二㈡ロの表第二種飾緒の項の次に次のように加える。

第一種帽章	濃緑色又は白色の布製の台地に金色モール製の桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。

別表第二㈡ロの表帽章の項中「帽章」を「第二種帽章」に改め、同項の次に次のように加える。

一等陸佐から三等陸尉まで	金色短ざく形の金属板と金色桜星章を組み合せたものとする。
准陸尉	金色短ざく形の金属板とする。
陸曹長から三等陸曹まで	いぶし金色の金属台の上に金色桜星章一個及び浮き彫りの金色の線を配したものとする。
陸士長から二等陸士まで	冬服上衣又は夏服上衣と同じ地質の台地を金色モールで縁どりし、V字形金色モールをつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。

第一種階級章

形状及び寸法は、各階級別に、別表第二㈠イの階級章甲と同じとする。

別表第二㈡ロの表中

階級章	別表第二㈡イの階級章と同じとする。
バンド	濃緑色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状は、別表第二㈠イのバンドと同じとする。
ベルト	白色の革製とし、前章は、金色金属製とする。形状及び寸法は、図のとおり

を

第二種階級章	別表第二㈡イの階級章と同じとする。
第一種バンド	濃緑色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおり
第二種バンド	別表第二㈡イのバンドと同じとする。
第一種ベルト	白色の革製とし、前章は、金色金属製とする。
第二種ベルト	別表第二㈡イのベルトと同じとする。

に改める。